

地場産米使用みりん製造免許の付与可能都道府県

当局管内の各府県における、令和2年度から令和4年度までのみりに係る課税移出数量及び消費数量は以下のとおりです。

これにより、申請製造場の所在する地域で生産された米を主原料として製造しようとするみりん製造免許については、令和5年9月1日から令和6年8月31日までの間、免許付与可能な府県は滋賀県、大阪府、奈良県及び和歌山県です。

なお、表中の「X」は、情報を保護する観点から計数を秘匿したものです。

(単位：kl)

都道府県名	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和2～令和4年度			免許付与可能都道府県 (可能は○)
	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	課税移出数量	消費数量	平均課税移出数量	平均消費数量	平均消費-平均課税	
滋賀県	0	1,270	0	1,147	0	1,135	0	1,184	1,184	○
京都府	X	2,122	X	2,046	X	2,341	X	2,167	X	
大阪府	X	7,034	X	6,892	X	6,723	X	6,883	X	○
兵庫県	11,083	4,181	10,702	5,181	10,984	4,410	10,923	4,591	-6,332	
奈良県	X	811	X	825	X	802	X	812	X	○
和歌山県	82	684	82	708	82	694	82	695	613	○

(注) 上記数量は、いずれも令和5年6月30日現在の数量により算出しています。